公 示 日:2024年4月10日(水)

調達管理番号: 24a00060

国 名:タンザニア

担 当 部 署: 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名:タンザニア国 SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェー

ズ2詳細計画策定調査(評価分析)

# 適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引 としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目 不課税)

## 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 評価分析

(2) 格付:3号

(3) 業務の種類:調査団参団

## 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2024年5月下旬から2024年8月下旬

(2) 業務人月: 1.17

(3) 業務日数:準備業務 現地業務 整理業務

5日 20日 5日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(4) 提 出 方 法:電子データのみ

◆ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所 定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- → 評価結果の通知: 2024 年 5 月 13 日 (月) までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

# 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

(4) その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

## (1) 参加資格のない社等:

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人(補強所属 元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めま せん。

(2) 必要予防接種:特になし

## 6. 業務の背景

タンザニア連合共和国(以下、「タンザニア」)において、農業セクターは GDP の約 4 分の 1<sup>1</sup>及び総輸出額の3割を占め、人口の約 65%<sup>2</sup>が従事する重要なセクターである。特に農村人口の8割は農業に依存して生活しているが、自給自足型農業で生産性・収益性は低く、農村地域の生活レベルの向上と都市部との格差解消のためには、より商業的な農業への転換が必要となっている。

係る状況を踏まえ、タンザニア政府は 2016 年に「農業セクター開発プログラムフェーズ 2 (Agricultural Sector Development Programme phase 2: ASDP II )」

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Agriculture, forestry, and fishing, value added (% of GDP) - Tanzania | Data (worldbank.org)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> <u>National Bureau of Statistics - National Sample Census of Agriculture 2019/20 - Key Findings</u> Report (nbs. go. tz)

を策定し、農業生産性と収益性の向上、商業化と付加価値向上等によって自給的農家から商業的農家への転換を進めようとしている。さらに、2022 年からは、上記プログラムの実施を加速し、低迷する農業セクターの成長率を 2030 年までに 10%にするため、ビジネスとしての農業に焦点を当てたアジェンダ 10/30 を推進している。小規模農家を中心として生産が拡大している園芸作物は農業省の優先作物の一つだが、園芸作物農家は、市場ニーズを把握せずに生産を行うことによる価格の低迷や収穫後ロスによる所得の低下に直面している。農業省では、国内の小規模園芸農家の所得を向上させるとともに、収穫後処理におけるロスを減らすことを目指しており、これを達成するため、県農業開発計画のもとで地方自治体を通じて、タンザニア全土の園芸作物栽培ポテンシャル地域に SHEPアプローチ3を普及させる計画である。

2019年から実施中の「SHEPアプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」(以下、「フェーズ 1」)では、アルーシャ州、キリマンジャロ州、タンガ州の小規模園芸農家を対象に SHEP アプローチが導入され、タンザニアの状況に合わせた SHEP アプローチを普及させるための包括的な指示書となる TANSHEPマニュアルが作成され、国の農業普及ガイドラインへも SHEPアプローチが組み込まれるなどの成果が確認された。一方で、今後、タンザニア政府が SHEP アプローチを現フェーズの対象地域以外のタンザニア全土の園芸作物栽培ポテンシャル地域に持続的に拡大・普及させるためには、新しい地方自治体(LGA)への SHEP 普及、SHEP 普及及び普及後のモニタリングにかかる中央及び地方自治体(LGA)職員の能力強化及び新しい LGA での SHEP 普及から学んだ教訓に基づく TANSHEP マニュアルの更新等が必要であることから、タンザニア政府は「SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2」(以下、「本プロジェクト」)の実施に係る協力を要請した。

#### 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための農業 普及手法。

的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2024年5月下旬~2024年6月下旬)
  - ① 要請書・関連報告書等の資料·情報の収集·分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
  - ② タンザニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)及び配付対象者リスト(案)を作成する。作成した質問票(案)及び配付対象者リスト(案)は、現地派遣10営業日前にはJICAに提出する。可能な限り、現地調査前までに回答を受領し、十分に事前分析できるように配付及び回収時期・方法等を工夫すること。
  - ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
  - ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務(2024年6月下旬~2024年7月中旬)
  - ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
  - ② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
  - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
    - ア) 要請背景・内容
    - イ) 関連する開発計画、政策、制度
    - ウ) 関連各組織
      - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
      - (b) 人員体制
      - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
      - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
      - (e) SHEP事業実施の現状
      - (f)SHEP事業実施上の課題
    - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(EU、UNDP、USAID、WFP 等)の活動動向、連携の可能性

- ④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議 議事録(M/M:Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。 特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び 代表的教訓レファレンス<sup>4</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめ を行う。
- ⑥実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。
- (3) 整理業務(2024年7月下旬~2024年8月下旬)
  - ①報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
  - ③評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。事業事前評価表(案)は、7月末までに一度ドラフトを提出すること。
  - ④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

#### (1) 業務完了報告書

2024年8月23日(金)までに提出。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス │ 事業評価 │ 事業・プロ ジェクト - JICA

次の①~②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

# 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」の「XI.業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

# 10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
  - ① 現地業務日程

現地業務は2024年6月30日~7月19日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)
- ③ 便官供与内容

JICA タンザニア事務所及びフェーズ 1 のプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間に

ついては、職員等と同乗することとなります。)

- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団 員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるア ポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供:なし

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@iica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ·「SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ 2 」要請書、 要請案件調査票
  - ・「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」 モニタリングシート Ver. 11 (2024 年 2 月)
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
  - ・「SHEPアプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017\_1700376\_1\_s.pdf

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
- イ) 配付依頼メール
  - ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
  - 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、 複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後 に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf</a>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
  - ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上